

みやま市外の小中学校等に在籍するお子様をお持ちの方へ

学校給食費の一部を補助します



みやま市学校給食費負担軽減補助金（市外小中学校等在籍者）のお知らせ

みやま市では、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、少子化対策・子育て支援及び学校教育の充実を推進するため、小中学校等に在籍する児童生徒のいるご家庭に対し、学校給食にかかる費用の一部を補助しています。

市外の小中学校等に在籍する児童生徒の保護者の方は、こちらの制度へ申請をいただくことで補助を受け取ることができます。

なお、市内の小中学校に通う児童生徒の学校給食費については、同様の補助を行ったうえで保護者の皆様にご負担いただいておりますので、今回の補助の対象にはなりません。申請も不要です。

1. 対象となる方

令和8年3月1日時点で、以下の要件を全て満たす方

■申請者（保護者）の要件

- ① 市内に住所があり、居住している

■補助の対象となる子の要件

- ① 市内に住所があり、居住している
- ② 市外の小中学校、中等教育学校（前期のみ）、特別支援学校小・中学部および義務教育学校に在籍している
- ③ 生活保護、就学援助、特別支援教育就学奨励費およびその他の公的扶助の制度で、学校給食費の補助・援助の対象となっていない

2. 補助の金額

令和7年度の学校給食費に対して、1人につき1月あたり上限1,000円

3. 申請方法

■申請期間

令和8年1月5日（月）～ 令和8年1月30日（金）まで

■申請書類

- ・ 同封する申請書・請求書を世帯ごとに1枚提出してください。
裏面に在籍校からの給食費の証明をもらってください。
- ・ A3サイズ以外での提出はできません。
- ・ 紛失や書き損じの場合は、教育委員会にご連絡ください。

■提出先

みやま市教育委員会 教育総務課に提出してください。
（みやま市役所 山川支所 2階）

4. 交付の決定についてのお知らせ

3月1日を支給要件の基準日として審査の上、交付を決定します。
審査の結果は、書面にて申請者にお知らせします。

5. 交付の時期

補助金の交付は令和8年4月を予定しています。

6. 補助金の返還

虚偽の申請やその他不正行為等により補助金を受け取った事が判明した場合は、過年度に遡って既に交付された補助金の全てを返還していただきます。

〈学校給食費負担軽減（市外小中学校等在籍者）補助金 Q&A〉

Q：2人の子のうち、1番目の子が特別支援教育就学奨励費の補助対象になっている。
2番目の子は就学援助等の補助・援助の対象になっていない場合、補助金の対象はどの子になりますか？

A：1番目の子は特別支援教育就学奨励費の対象となっているため補助の対象となりません。よって、2番目の子のみが補助の対象となります。

Q：1番目の子が小学生、2番目の子が保育園の年長です。補助金の対象はどの子になりますか？

A：この補助金はすでに支払われた学校給食費に対して補助を行うものであり、また、未就学児は要件に該当しないため、1番目の子のみが補助の対象となります。

Q：中学校では、牛乳が給食として提供されています。牛乳の費用は補助の対象になりますか？

A：牛乳が学校給食として提供されている場合には補助の対象となります。また、その場合には1月あたり1,000円を上限として負担された実費が補助の対象となります。なお、お弁当や食堂の利用にかかる食費は、学校給食でないため補助の対象となりません。

注意事項

この補助金は、保護者自身の申請に基づいて交付されます。
期限内に交付申請書を提出しなければ交付されませんのでご注意ください。

【学校給食費補助金に関する問合せ先】

みやま市教育委員会 教育総務課総務・学校再編推進係
〒835-0192 みやま市山川町立山 1278 番地
Tel.0944-32-9101（直通）

